

白ばらは明るい



選挙のシンボル

しろばらだより

第117号

掲示板

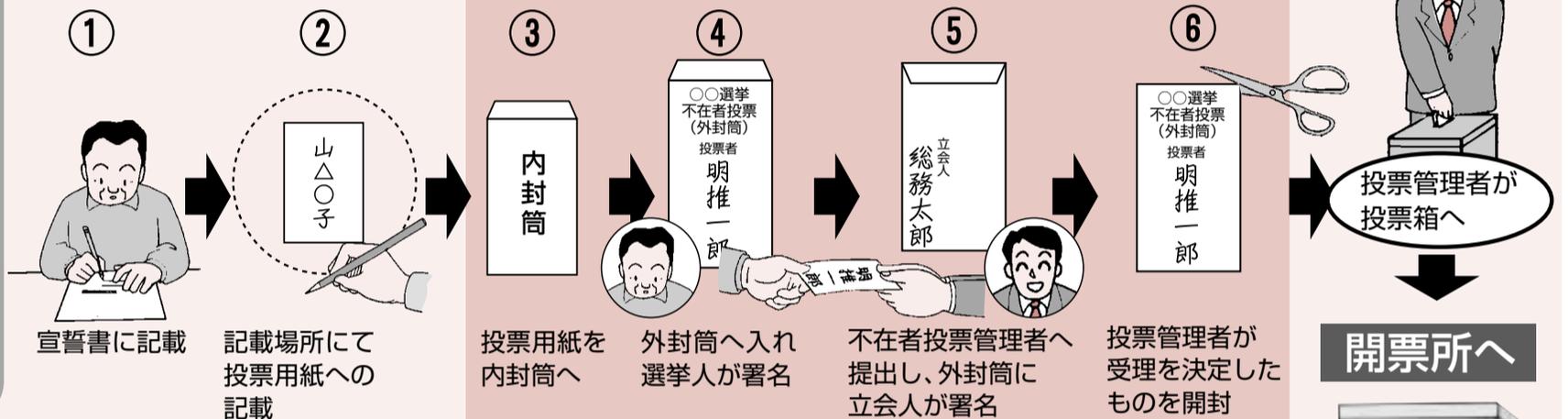
有権者 平成15年12月2日現在
(定時登録者数)
男 192,051人
女 189,474人
計 381,525人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
でんわ 047(366)7386

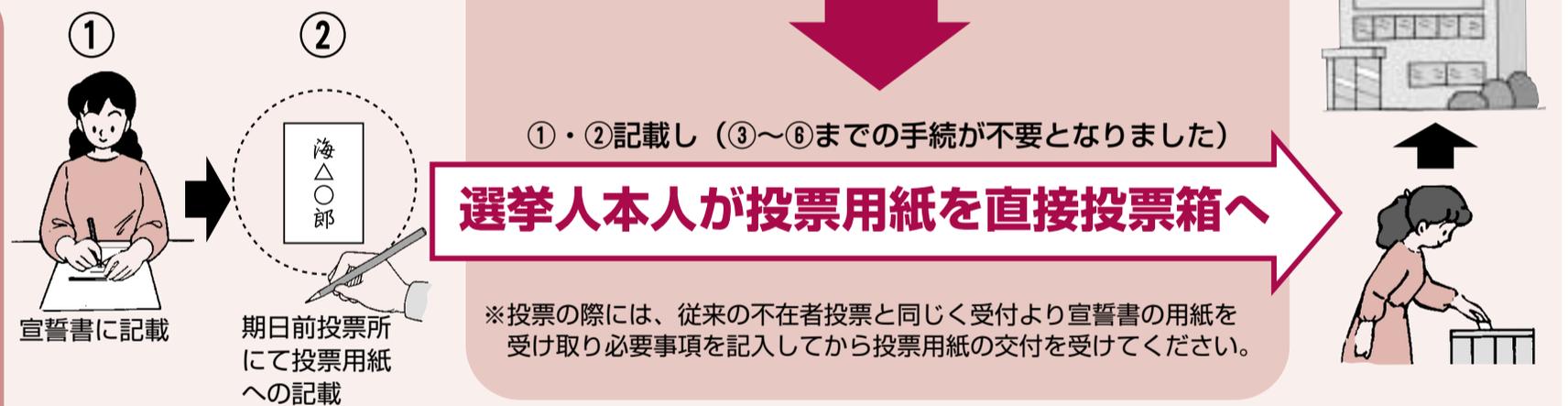
「期日前投票制度」が創設

手続が簡素化され 投票がスムーズになりました

従来の不在者投票



期日前投票



従来の不在者投票のように、投票用紙を内封筒に入れて外封筒に署名するといった手続が不要となり、投票がしやすくなりました。ただし、名簿登録地(松戸市)以外の市区町村の選挙管理委員会、病院・老人ホーム、郵便投票については、従来どおりの方法で行われることとなります。

期日前投票制度のあらまし

- 投票場所 本庁及び市内全支所の期日前投票所
- 投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 投票手続 基本的に投票日の投票所における投票の手続と同じです。

- 対象となる投票 名簿登録地(松戸市)で行う投票
- 投票期間 公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで
- 投票を行うことができる方 投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由(従来の不在者投票事由)に該当すると見込まれる方

この制度は、平成15年12月1日から適用されています。

明るい選挙習字作品

募集



選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会では、未来の有権者である市内の小・中・高校生のみなさんに今から少しでも選挙に関心を持っていただくため「明るい選挙習字作品募集」を毎年実施しています。

小・中・高校生のみなさんの多数の応募をおまちしています。内容及び応募要領は次のとおりです。

●内容
明るい選挙及び明るい社会を表現する内容のもの(例 正しい一票伸びゆく松戸・明るい選挙)

●応募資格
市内在住の小・中・高校生

●応募方法
市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人は、直接選挙管理委員会へ応募してください。

●規格
たて83cm×よこ21・5cm

●締切
平成16年1月13日(火)



※応募作品には左端に学校名、学年、氏名を必ず明記してください。
なお、応募作品はお返しいたしません。

●賞
特別賞(市長賞・議長賞・教育長賞・委員長賞・会長賞) …… 賞状・記念品
佳作 …… 賞状・記念品
入選 …… 賞状・記念品
応募者 …… 参加賞

●作品展
特別賞・佳作及び入選作品は、平成16年2月6日(金)～2月12日(木)の午前10時～午後6時まで(最終日は午後3時終了)伊勢丹松戸店新館九階「アートのスポットまつど」において展示します。

明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集

松戸市審査結果

平成15年度「明るい選挙啓発ポスター募集」には、多数の応募があり、去る9月9日に審査した結果12点が入選しました。

また、ポスター募集とあわせて実施した「明るい選挙啓発標語募集」についても多数の応募の中から40点が入選しました。
入選作品については第2次審査(県選挙管理委員会審査)へ送りました。
市選挙管理委員会審査における入選者は、次の方々です。

ポスター入選者

- 小学生の部
 - 〔中部小学校〕 鶴見 萌
 - 〔東部小学校〕 吉次由美子
 - 〔小金小学校〕 加藤章子
 - 〔松ヶ丘小学校〕 船渡川聖
 - 〔富永麻純・渡辺拓視・坂本未来〔八ヶ崎小学校〕 鈴木里沙子
 - 〔殿平賀小学校〕 小川千尋
- 中学生の部
 - 〔小金中学校〕 加藤せり香
- 一般の部
 - 鈴木正介 (敬称略)

標語入選者

- 小学生の部
 - 〔相模台小学校〕 鈴木雄大
 - 山田めぐみ
 - 〔矢切小学校〕 安藤純平
 - 萬野宏樹

- 〔馬橋小学校〕 藤原洗希
- 〔小金小学校〕 清水朋子
- 清水伸哉・中本陽介・石橋 光
- 〔小金北小学校〕 小野田祐樹
- 江原樹里
- 〔松ヶ丘小学校〕 堀上大地
- 荒井朔美
- 〔寒風台小学校〕 柳 彩果
- 〔旭町小学校〕 三上直樹
- 大原博貴・小山そら
- 左坐真里依・戸張健太郎
- 加藤 洸・酒井 綾・宮本貴幸
- 森山由理・堀江諒太
- 〔殿平賀小学校〕 谷口達哉
- 福島里菜・平川夏子
- 〔横須賀小学校〕 山野邊奎耶
- 〔幸谷小学校〕 飯田 玲
- 〔聖徳大学附属小学校〕 石留亜記
- 木幡映美・小野口歩美
- 大竹智佳

- 中学生の部
 - 〔旭町中学校〕 本間隼人
- 一般の部
 - 吹上 滋・白石昌明・石井正男
 - 高橋富榮・清水淳子
 - 川沼佳也子 (敬称略)

たくさんの作品を
応募いただき
ありがとうございました。
ごぞうしました。

政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは
禁止されています。
有権者が求めても
いけません。

みんなで守ろう「三ない運動」

- 政治家は有権者に寄附を **贈らない**
- 有権者は政治家に寄附を **求めない**
- 政治家から有権者への寄附は **受けとらない**

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。